

日本労働年鑑 第54集 1984年版

The Labour Year Book of Japan 1984

特集 人事院勧告凍結問題

III 人事院勧告凍結問題

1 八二年勧告凍結にいたる経過と背景

前項では、第一回の人事院勧告から現在にいたるまでの人事院勧告の変せんを概観してきた。そこで、ここでは八二年勧告凍結決定にいたる経過と背景についてみておくことにしよう。

公務員賃金についての「風当たり」が強くなってきたのは、七四～七五年、地方公務員給与批判あたりからであるが、このころはまだ地公賃金問題をのぞくと、それほど形を整えた批判というわけではなかった。もちろん、とくに七四年の大幅勧告以来、「生涯賃金で見れば官高民低」といった論点が提起されてはいた。また人事院勧告批判より一足早く、公社・現業関係の賃金決定批判等が、日経連をつうじて提起されていた。

日経連が、「生涯賃金による官民比較試算」結果を提示しつつ、国家公務員給与批判(含む退職金、年金)、人事院勧告批判をおこなったのは、七九年春闘に向けて出された、七八年末の賃金研究委員会報告書においてであった。そして、八〇年春闘に向けた、七九年末の「労働問題研究委員会報告」も同じ基調であった。だが、すでに公社・現業関係の賃金決定批判のなかで、「民間準拠」批判を強めていたのであり、同様の合意は生涯賃金論や人勧批判にも含まれていた。

こうした日経連の動向が、直接に人事院勧告の内容や実施に影響をおよぼしたことを証明するものはない。だが八一年三月、第二臨調が発足し、土光敏夫会長をはじめ、財界主流が本格的に「行財政改革」にのりだすにおよび、日経連の意向もまた、そこに強く反映したことは確かであろう。「増税なき財政再建」、そのための「行財政改革」を旗印に、第二臨調は発足後、急ピッチで審議をすすめる、それとともに公務員給与への抑制基調が急速に強められていった。

八一年七月一〇日、臨調は早くも第一次答申を提出した。いわゆる「緊急答申」であった。この答申の一つの柱は、行政改革の理念と課題にあったが、いま一つは、当面、八二年度の予算編成の時期にあたって、緊急にとりくむべき改革の方策を提示したという意味で、まさに「緊急答申」であった。それだけでなく、答申が八一年勧告の提示前に出され、しかも公務員給与に関し、「適切な抑制措置」を打ち出したという点で、公務員給与抑制こそがもっとも緊急性を帯びるものとなったといっても過言ではなかった。答申は次のように述べていた。

「公務員の給与の在り方については、労働基本権の制約、社会経済情勢、財政事情、国民世論の動向等が十分考慮されるべきものとする。

差し当たり、本年度の給与改定については、以上の点を踏まえ、適切な抑制措置を講ずる。」

後半の一文が、ストレートに八一年勧告に向けられていたことは、あまりにも明らかであろう。そして事実、八一年八月七日に出された五・二三%アップ勧告の実施問題は、いままでになく難航した。

そして結果として、(1)指定職及び本省課長等の管理職員等について、実施の一年繰り延べ、(2)調整手当の改定も一年間の繰り延べ(ベア本体の不完全実施)、(3)期末・勤勉手当の旧ベースでの支給という抑制措置がとられたのであった。

このように、臨調審議、答申と人事院勧告の実施問題とは、きわめてストレートな関係に置かれていた。同時に、このときに問題化したのが、給与改善費の当初予算計上(八一年度一%)問題であった。この点も含め、臨調審議は、公務員給与問題について、さらにすすんだ。先の緊急答申後、臨調の部会構成は再編され、公務員関係については第二部会が担当することになった。そのなかに、公務員制度を専門的に審議していくということで、第一分科会が設けられ、審議内容のいっそうの「理論的整備」が意図された。

かくして、出されたのが、八二年七月三〇日の第三次答申＝「基本答申」であった。そこでは、公務員給与に関し、給与改善費、給与の基本的考え方、民間賃金準拠の方法など、「緊急答申」よりもさらに突っこんだ内容を盛りこんでいた。すなわち、次のとおりであった。

【給与改善費】

公務員給与改善費の当初予算計上については、財政の状況等を勘案しつつ、政府の責任において適切な計上を行うものとする。

【給与の基本的考え方】

ア 労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度、公共企業体等労働委員会(以下「公労委」という。)仲裁制度等は、維持され、尊重されるべきである。

イ 公務員の給与は、民間賃金準拠を基礎とするのが適当である。

ウ 公務員の給与は、人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定すべきものである。

エ 人事院勧告等の実施に伴う総経費の膨張は、新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減の励行、定員増加をもたらす施策の抑制、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化の積極的推進等により、極力、抑制すべきである。

【民間賃金準拠の方法】

民間における最近の企業規模別賃上げの状況、国民世論の動向等にかんがみ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模の在り方について検討すべきである。このため、今後、小規模の企業・事業所を含めた官民較差を調査するとともに、その結果を踏まえ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模を職種によって小規模企業まで拡大すること等について検討すべきである。

この「基本答申」もまた、八二年勧告を前にして出された。この「基本答申」に、先の「緊急答申」における「適切な抑制措置」を重ね合わせると、勧告の実施問題は前年以上にシビアな状況に置かれていることがわかる。答申にたいし、公務員共闘は同日、「財界が公務員給与を行革の第一目標としていることに満腔の怒りを覚える。財界主導の行革粉碎にむけて長期、強靱な闘いを展開する」との声明を発表した。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

